

令和7年度ツキノワグマの緊急銃猟に係る実地訓練の実施について

1 目 的

- ・改正鳥獣保護管理法が今年9月1日に施行され、市街地等に出没したクマ等について、市町村長の判断により、捕獲者に委託のうえ、銃器を用いた捕獲ができる「緊急銃猟」が導入される。
- ・緊急銃猟の実施に際しては、市町が主体となり、実施可否の検討や通行禁止・制限、住民等の避難指示等を実施する必要がある、クマ出没時に迅速に対処するため、関係者が参加する実地訓練を実施する。

2 概 要

(1) 日 時・場 所

- ・令和7年8月27日（水）9時30分～15時（昼休憩12時～13時）
- ・小松市民センター（小松市大島町丙42番地3）

(2) 内 容

- ① 座 学（9時30分～10時、セミナールーム）
緊急銃猟に関する基本知識を説明
- ② 図上演習（10時～12時、セミナールーム）
緊急銃猟の実施可否の検討、実施計画の策定に係るグループワーク
- ③ 実地訓練（13時～15時、小松市民センター敷地内）
図上演習で策定した実施計画をもとに、緊急銃猟の実施準備、実施、安全確保措置の解除までを実施

(3) 参 加 者

県、小松市、猟友会、県警等

3 取材について

- ・取材を希望される場合は、事前に自然環境課までご連絡願います。
TEL：076-225-1477（担当：鳥獣グループ 合田（ごうだ）、宮本）
- ・当日、実地訓練の取材に係る注意点等を説明しますので、12時45分にセミナールームにお集まりください。